

青森県スポーツ推進計画

2023（令和5）年〇月

青森県教育委員会

青森県スポーツ推進計画 目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 本県の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 スポーツ推進施策

施策の柱Ⅰ 県民のスポーツ参画人口の拡大・・・・・・・・ 5 ～スポーツを「する」機会の充実～

【具体的施策】

- 1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進・・・・・・・・ 6
- 2 子どもの運動習慣の確立と体力の向上・・・・・・・・ 9
- 3 県民のスポーツを通じた健康の保持・増進・・・・・・・・ 13
- 4 女性のスポーツ参加促進・・・・・・・・ 16

施策の柱Ⅱ スポーツを通じた活力ある社会の実現・・・・・・・・ 18 ～スポーツを「みる」・「ささえる」機会の充実～

【具体的施策】

- 1 地域スポーツを支える多様な人財の育成と活動の場の確保・・・・・・・・ 19
- 2 大規模スポーツイベントの開催等を契機とした地域スポーツの推進・・・・・・・・ 21
- 3 スポーツを通じた共生社会の実現・・・・・・・・ 23
- 4 スポーツ施設やオープンスペース等を活用した環境の整備・・・・・・・・ 25

施策の柱Ⅲ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化・・・・・・・・ 27 ～次代を担う人財の輩出～

【具体的施策】

- 1 全国大会・全国障害者スポーツ大会や国際大会等で活躍できる
アスリートの発掘・育成・強化・・・・・・・・ 28
- 2 選手の多様なニーズに対応できる指導者の育成・・・・・・・・ 31
- 3 スポーツ・インテグリティの確保・・・・・・・・ 33
- 4 スポーツ医・科学を活用した競技力向上支援体制の整備と支援の充実・・・・・・・・ 34

参考資料

- スポーツ基本計画の概要（令和4年3月25日策定）・・・・・・・・ 36
- 青森県スポーツ推進審議会及びワーキンググループ名簿・・・・・・・・ 41

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本県では、2016（平成28）年3月に、「豊かなスポーツライフの実現」を基本理念とした「青森県スポーツ推進計画」を策定（2019（平成31）年3月一部改訂）し、生涯スポーツの推進、子どものスポーツ機会の充実、競技力の向上など、様々な取組を進めてきました。

一方、国においては、2015（平成27）年10月にスポーツ行政を総合的・一元的に推進する「スポーツ庁」が設置され、厚生労働省から障害者スポーツを移管したほか、2017（平成29）年3月、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第2期スポーツ基本計画」^{※1}を策定し、同計画に基づく取組の成果・課題を分析した上で、2022（令和4）年3月、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間の具体的施策等を示した「第3期スポーツ基本計画」^{※2}が策定されました。

また、2021（令和3）年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、2026（令和8）年の本県での第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催まで3年となり、県民のスポーツに対する関心が高まってきており、これらを契機に、スポーツ活動の推進をはじめ、選手・指導者の育成、健康づくりやスポーツによる地域の活性化など、より一層の充実が求められています。

さらに、2020（令和2）年から新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、今後も長期的な対応が見込まれ、基本的な感染防止対策を講じた上でのスポーツ活動の推進が求められています。

このため、本県では、現行の「青森県スポーツ推進計画」に基づくこれまでの取組の現状と課題及び国の新しい計画を踏まえ、今後5年間の計画期間とする「第2期スポーツ推進計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく計画として、国の「第3期スポーツ基本計画」等を参酌し、本県の実情に即したスポーツの推進を図るための基本的な方向性を示すものです。

※1, 2 スポーツ基本法（2011（平成23）年公布・施行）に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針。第2期計画については、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年間を対象期間として、2017（平成29）年3月に策定。第3期計画については、今後のスポーツの在り方を見据え、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間を対象期間として、2022（令和4）年3月25日に策定。

【スポーツ基本法第 10 条第 1 項】

都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 年間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「豊かなスポーツライフの実現」

～スポーツの力で元気で活力ある青森県～

2 本県の目指す姿

本計画では、豊かな自然に恵まれた青森県ならではの環境を活用し、四季を通して子どもから高齢者まで県民の誰もがスポーツに親しむことができるようになるとともに、全国大会などで活躍できる選手やスポーツ活動を支える人財^{※3}の育成、スポーツを通じた県民の健康づくりや、スポーツを活用した交流人口の拡大による地域の活性化など、「豊かなスポーツライフの実現」を目指します。

このことは、本県が目指す「スポーツが盛んな青森県」^{※4}につながるものです。

3 取組方針

本県では、スポーツを「する」、競技大会やプロスポーツを「みる」、ボランティアや指導者等としてスポーツを「ささえる」といった、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに、本県の競技力向上に取り組むなど、スポーツの推進のため、今後の推進施策を3つの柱に分類し取り組みます。

（施策の柱Ⅰ）

県民のスポーツ参画人口の拡大 ～スポーツを「する」機会の充実～

世代や性別、障害の有無などにかかわらず、県民の誰もがスポーツに参画できるよう、市町村や学校、地域、スポーツ団体等と連携し、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

（施策の柱Ⅱ）

スポーツを通じた活力ある社会の実現 ～スポーツを「みる」・「ささえる」機会の充実～

多様な人々があつまり、ともにスポーツを楽しめる環境づくりの充実を図るとともに、スポーツを通じた地域の活性化及び共生社会の実現に向けた取組を推進します。

（施策の柱Ⅲ）

本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化 ～次代を担う人財の輩出～

全国大会や国際大会等で活躍できる次世代アスリートの発掘・育成・強化を図るとともに、選手の多様なニーズに対応することができる指導者の育成に取り組めます。

※3 本県では、平成19年9月「あおもりを愛する人づくり戦略」を策定しており、その基礎となる考え方として、「人は石垣、人は城、そして人は財（たから）であり、何事を成すにも「人財」が基本である」とし、「人」、「人材」などを「人財」と表している。

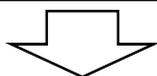
※4 『青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦』において、4分野の1つに「教育・人づくり分野」が示され、「スポーツが盛んな青森県」を2030年の目指す姿として掲げている。

第2章 計画の基本的な考え方

4 施策体系図

基本理念・本県の目指す姿

「豊かなスポーツライフの実現」～スポーツの力で元気で活力ある青森県～



「スポーツが盛んな青森県」

施策の柱	具体的施策
I 県民のスポーツ参画人口の拡大 ～スポーツを「する」機会の充実～	<ol style="list-style-type: none">1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進2 子どもの運動習慣の確立と体力の向上3 県民のスポーツを通じた健康の保持・増進4 女性のスポーツ参加促進
II スポーツを通じた活力ある社会の実現 ～スポーツを「みる」・「ささえる」機会の充実～	<ol style="list-style-type: none">1 地域スポーツを支える多様な人財の育成と活動の場の確保2 大規模スポーツイベントの開催等を契機とした地域スポーツの推進3 スポーツを通じた共生社会の実現4 スポーツ施設やオープンスペース等を活用した環境の整備
III 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化 ～次代を担う人財の輩出～	<ol style="list-style-type: none">1 全国大会・全国障害者スポーツ大会や国際大会等で活躍できるアスリートの発掘・育成・強化2 選手の多様なニーズに対応できる指導者の育成3 スポーツ・インテグリティの確保4 スポーツ医・科学を活用した競技力向上支援体制の整備と支援の充実

第3章 スポーツ推進施策

第3章 スポーツ推進施策

施策の柱Ⅰ 県民のスポーツ参画人口の拡大 ～スポーツを「する」機会の充実～

世代や性別、障害の有無などにかかわらず、県民の誰もがスポーツに参画できるよう、市町村や学校、地域、スポーツ団体等と連携し、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

【具体的施策（取組）】

1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- (1) 全ての世代におけるスポーツ活動の推進
- (2) 働く世代、子育て世代のスポーツ活動の推進
- (3) 高齢者のスポーツ活動の推進
- (4) 感染症対策を踏まえたスポーツ活動の推進

2 子どもの運動習慣の確立と体力の向上

- (1) 学校における体育活動の充実
- (2) 多様なニーズに応じたスポーツ活動や部活動の充実
- (3) 児童生徒の安全・安心の確保

3 県民のスポーツを通じた健康の保持・増進

- (1) 身体を動かす必要性に対する知識の普及
- (2) ライフステージに応じた運動習慣定着の推進
- (3) 住民が運動しやすいまちづくりの推進と専門職の連携

4 女性のスポーツ参加促進

- (1) 女性が参加しやすいスポーツ環境の整備
- (2) 女性アスリート等への継続支援
- (3) 女性公認指導員の養成と競技団体役員登用の促進

第3章 スポーツ推進施策

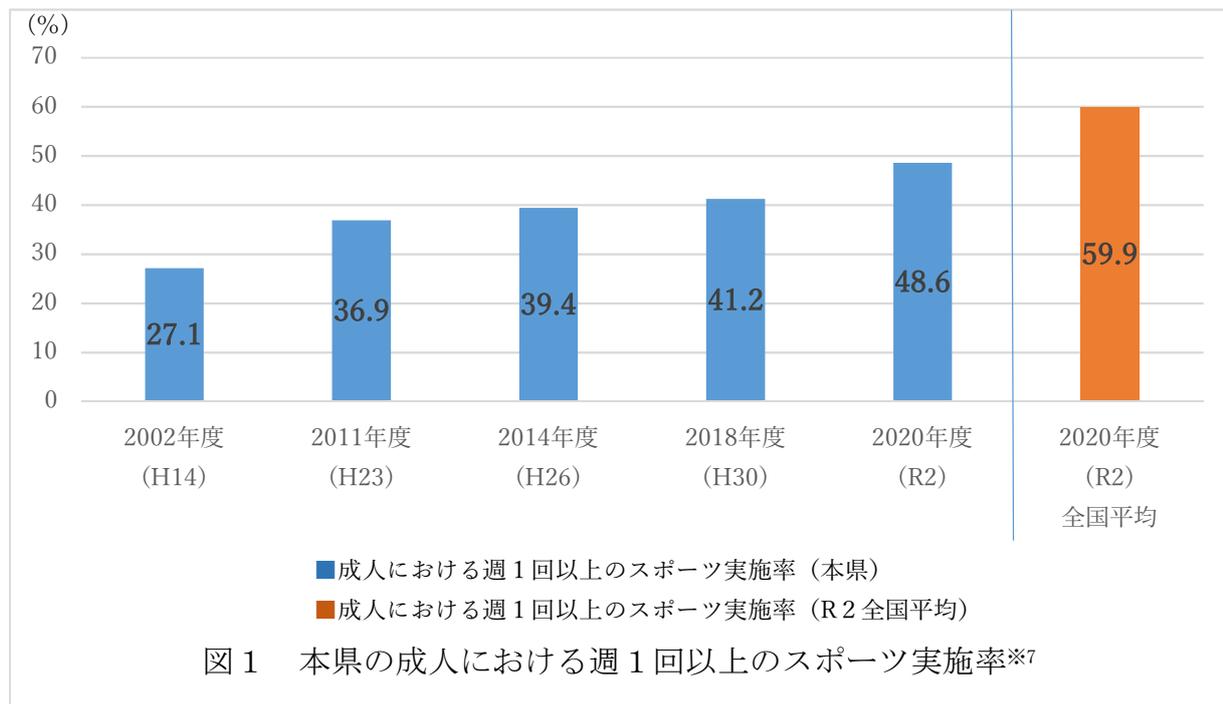
1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【現状と課題】

本県における2020（令和2）年度の「県民の健康・スポーツに関する意識調査」では、成人の週1日以上スポーツ実施率^{※5}は48.6%と前回調査（2018（平成30）年度：41.2%）より向上しているものの、2020（令和2）年度に国が行った調査^{※6}では、全国のスポーツ実施率は59.9%であり、依然として全国平均を下回っている状況です（図1）。運動やスポーツを行わなかった主な理由としては、「仕事（家事・育児）が忙しく時間がないから」、「機会がないから」、「年をとったから」などとなっています。

また、年代別の比較では、20～59歳の「働く世代」や「子育て世代」のスポーツ実施率が低い状況です（図2）。

このことから、本県のスポーツ実施率を向上させるためには、各年代に対するスポーツ活動の充実を図るとともに、その中でもスポーツ実施率が低い、働く世代及び子育て世代が気軽に運動やスポーツに取り組むことができる環境づくりが必要です。



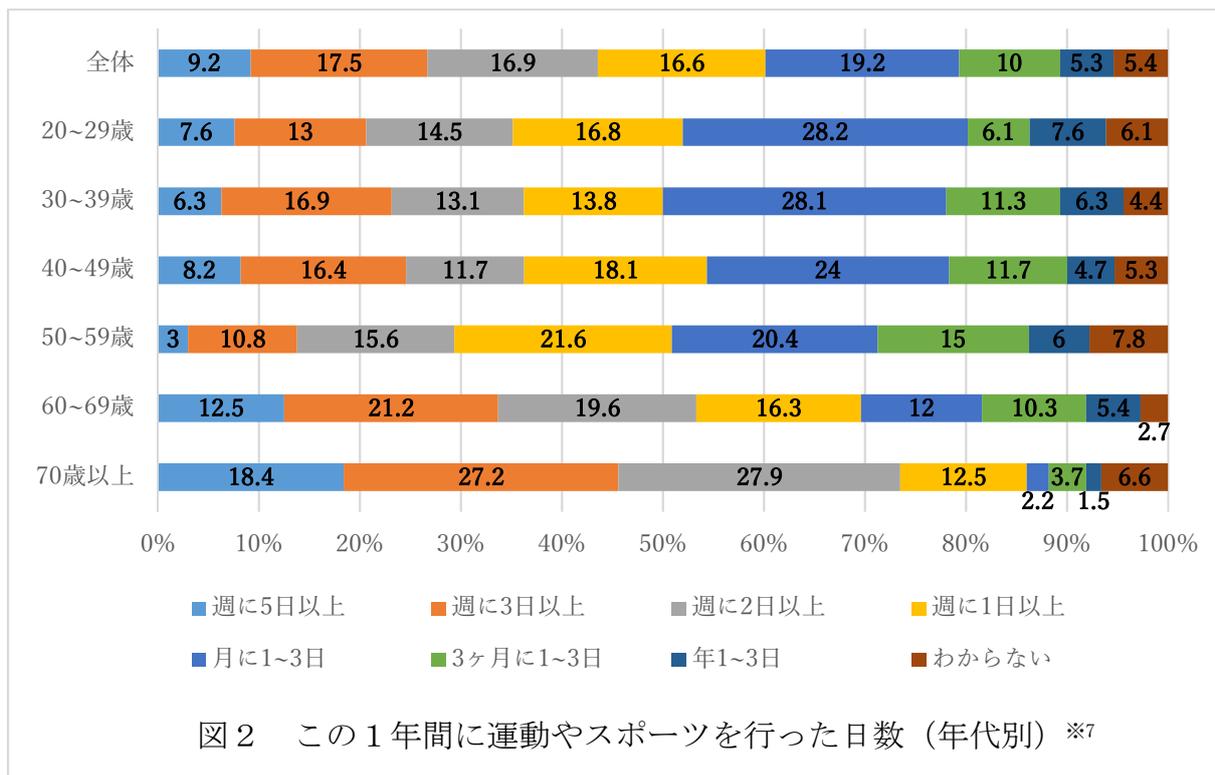
※5 スポーツ実施率の算出方法

（1年間のスポーツ実施割合）×（週5日以上の割合+週3日以上以上の割合+週2日以上以上の割合+週1日以上以上の割合）×1/100

※6 令和2年度 スポーツ実施状況等に関する世論調査（スポーツ庁）

※7 令和2年度 県民の健康・スポーツに関する意識調査（県教育庁スポーツ健康課）

第3章 スポーツ推進施策



【施策目標】

○成人における週1回以上のスポーツ実施率

現状値（令和2年度）	目標値（令和9年度）
48.6%	65.0%

【取組内容】

（1）全ての世代におけるスポーツ活動の推進

市町村及び関係団体等と連携を図り、幅広い世代で、それぞれのライフスタイルや興味・関心等に応じたスポーツに取り組むことができるよう、スポーツイベントや大会等の開催を推進します。

（2）働く世代、子育て世代のスポーツ活動の推進

- ① 働く世代におけるスポーツの普及・啓発活動のため、関係機関・団体等と連携し、従来のスポーツ活動のほか、日常生活におけるウォーキングや体操等、仕事の合間や通勤時に気軽に取り組める運動を推奨するなど、スポーツ活動時間の増加に取り組みます。
- ② 総合型地域スポーツクラブ※8等と連携し、親子で気軽にできる体操教室の開催や運動プログラムの紹介など、親子が一緒に楽しく身体を動かす機会の充実に努めます。

※8 子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民による自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

第3章 スポーツ推進施策

(3) 高齢者のスポーツ活動の推進

- ① 高齢者が無理なく継続的に運動やスポーツに親しむことができるよう、高齢者が取り組みやすいレクリエーションスポーツ等の活動の促進に努めます。
- ② 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）^{※9}」や「あおもりシニアフェスティバル」等のスポーツイベントの情報発信に努めます。

(4) 感染症対策を踏まえたスポーツ活動の推進

- ① 新型コロナウイルス感染症と共存する社会生活の長期化が想定されることから、こまめな健康チェック、3密（密閉・密集・密接）を避けるために必要な距離の確保や手洗い等の基本的な感染防止対策を講じた上でのスポーツ活動を推進します。
- ② スポーツイベント等の開催に当たっては、国の基準を踏まえ、日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や競技特性に応じた各競技団体のガイドライン等を遵守するよう周知・啓発に努めます。



青森県民スポーツ・レクリエーション祭
（ラージボール卓球）



青森県民スポーツ・レクリエーション祭
（ユニカール）



スポーツ意欲を高めるイベントの開催

※9 健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催。

第3章 スポーツ推進施策

2 子どもの運動習慣の確立と体力の向上

【現状と課題】

本県の肥満傾向児^{※10}出現率は、2018（平成30）年度までは減少傾向であったが、2019（令和元）年度以降増加傾向となり、全国との差は依然として開いています（図3）。

児童生徒の運動やスポーツの実施状況（体育の授業を除く、週3日以上活動）は、小学校の低学年から年々上昇し、中学2年生をピークにその後は緩やかな減少傾向となっており、運動習慣を確立するよう取り組む必要があります（図4、図5）。

児童生徒の体力は、過去3年間の県内の新体力テストの合計点の推移をみると、高校生では大きな変化は見られませんが、小学生から中学生まで低下傾向にあり、特に小学生の体力向上に取り組む必要があります（図6、図7）。

また、学校教育の一環として行われる運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成や、体力の向上、健康の増進につながるなどの意義を有していますが、県で実施している「運動部活動調査」によると、本県の小・中学校及び高等学校における運動部活動への加入率は、ここ数年、低下傾向にあり、2021（令和3）年度は、小学校1.9%^{※11}、中学校68.8%、高等学校54.1%となっています。

一方、国においては、2020（令和2）年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るなどの方針が示され、2022（令和4）年6月の「運動部活動の地域移行に関する検討会議（有識者会議）」において、生徒にとって望ましい部活動の環境を維持できるよう、学校と地域との連携体制等を構築するための提言がまとめられたところであり、今後、本県においても児童生徒の運動の機会を確保するための方策が必要になります。

さらに、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（2018（平成30）年3月）」では、学校と地域が連携・融合した形での地域のスポーツ環境の充実の推進が示されており、子どものスポーツ機会の確保のため、総合型地域スポーツクラブ等が地域スポーツの担い手となることへの期待が高まっています。

※10 性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度（過体重度）を求め、肥満度が20%以上の者

肥満度の求め方：(実測体重-身長別標準体重)÷身長別標準体重×100%

※11 小学校については、運動部活動の社会体育への移行等により、加入率が低い状況にあると考えられる。

第3章 スポーツ推進施策

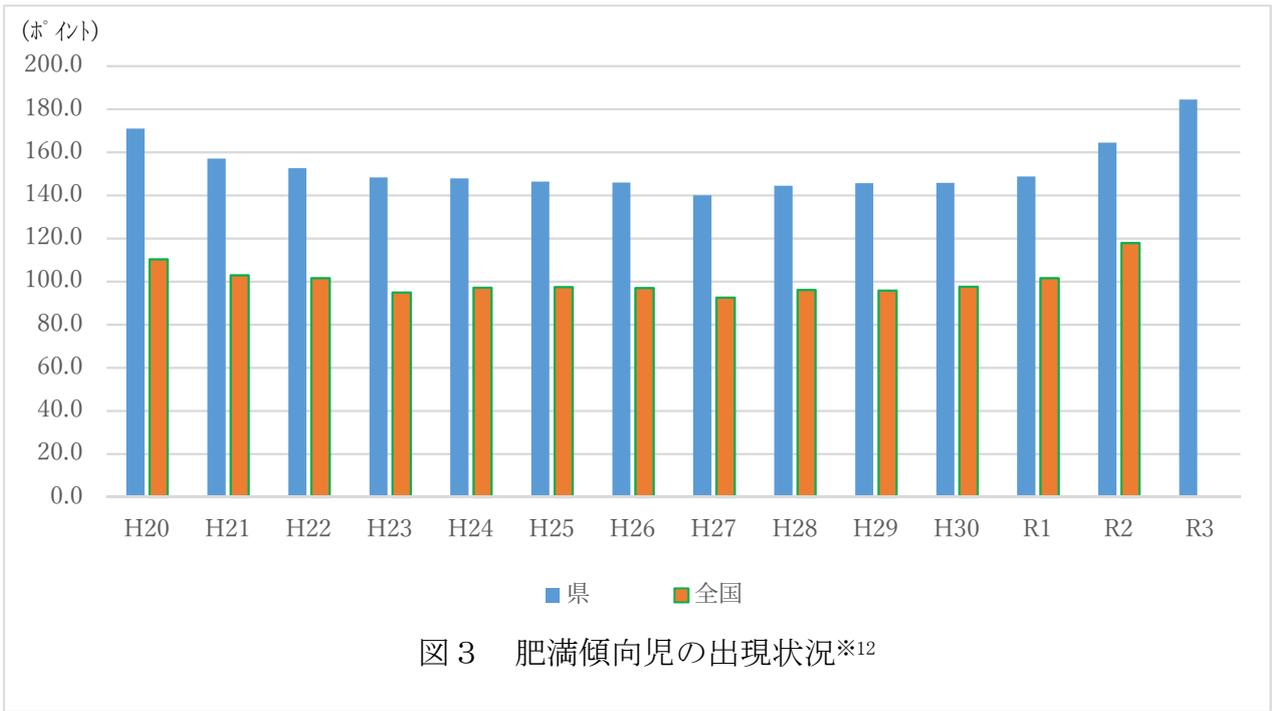


図3 肥満傾向児の出現状況※12

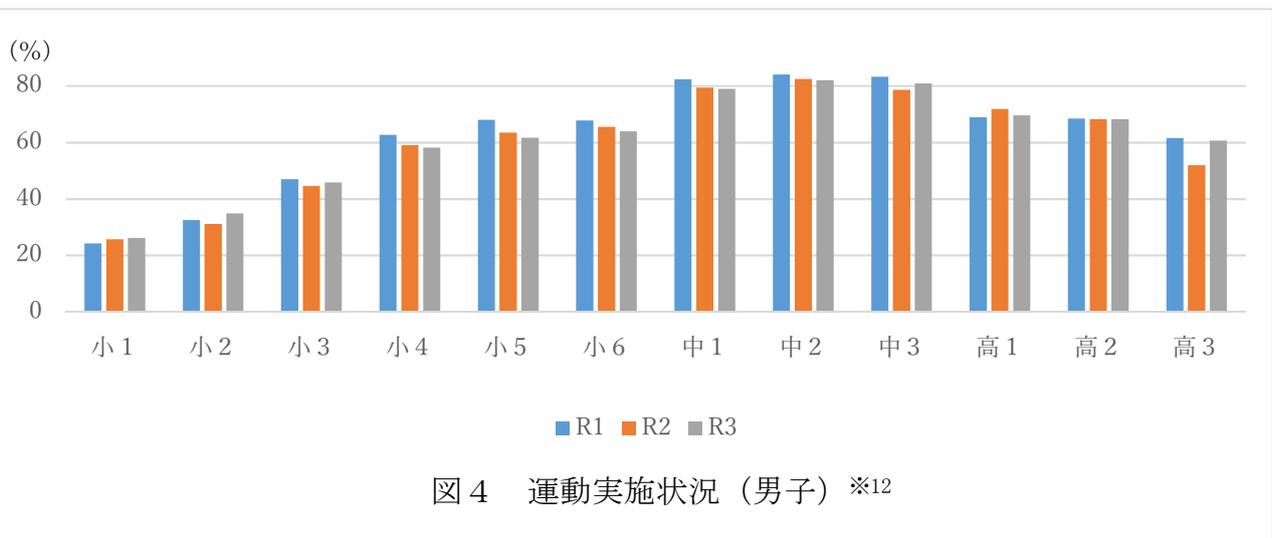


図4 運動実施状況 (男子) ※12

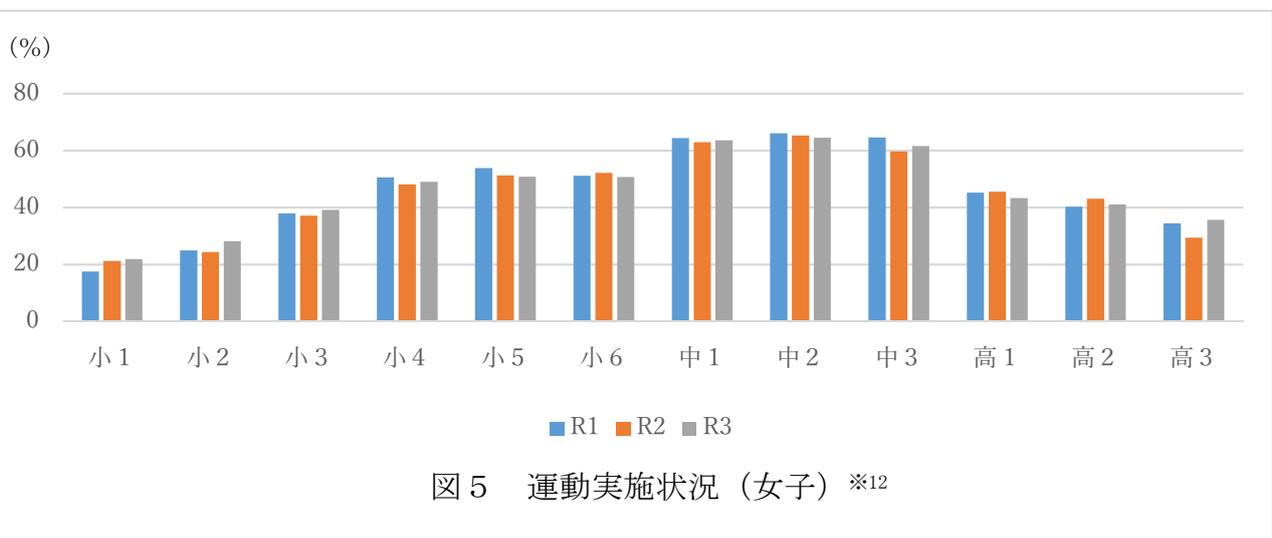


図5 運動実施状況 (女子) ※12

※12 令和3年度 児童生徒の健康・体力 (県教育庁スポーツ健康課)
「肥満傾向児出現状況」については、6歳～17歳の肥満傾向児出現率を合計し、ポイントとして示したものである。

第3章 スポーツ推進施策

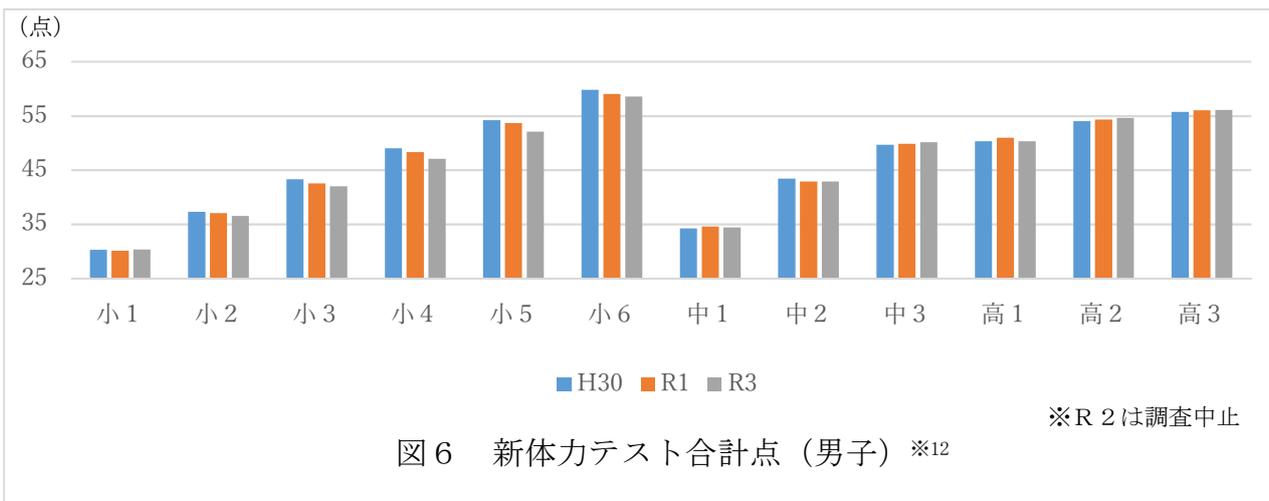


図6 新体力テスト合計点（男子）※12

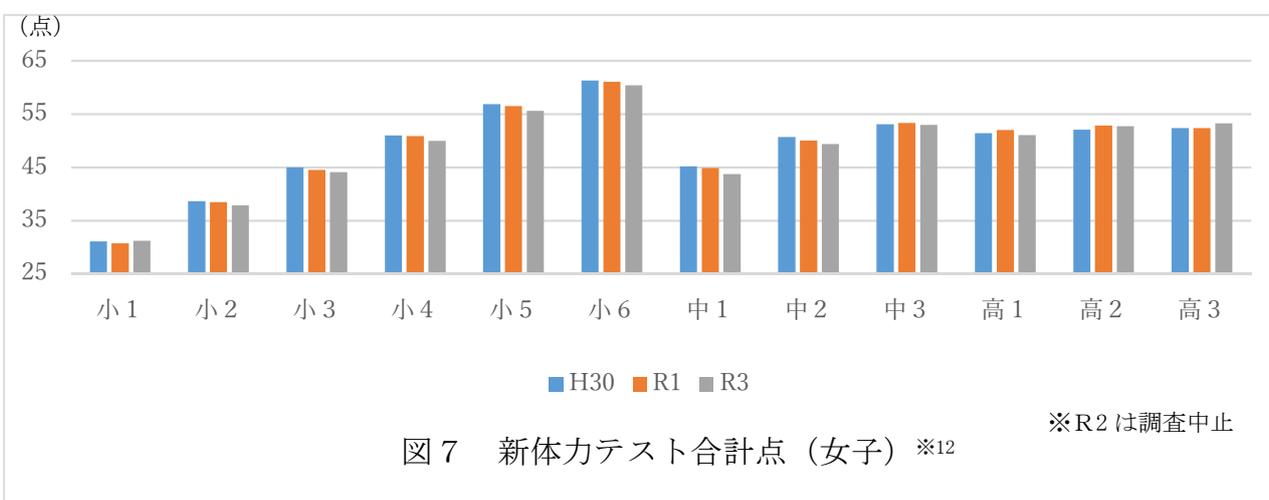


図7 新体力テスト合計点（女子）※12

【施策目標】

○新体力テストの合計点（小学1年生から高校3年生の合計）

現状値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
1137.49点	1185.00点

【取組内容】

（1）学校における体育活動の充実

- ① 児童が運動を楽しみ、好きになるよう、教員を対象とした体育の授業の研修会を通じて授業改善を支援するなどにより、望ましい運動習慣の確立に向けて取り組みます。
- ② 本県児童の課題である「投」の運動能力向上に向け、教員を対象とした研修会を実施し、教員の指導力向上を図ります。

第3章 スポーツ推進施策

- ③ 体力・運動能力調査を通じて、各学校における児童生徒の体力の分析結果を踏まえ、本県の課題や取組事例等について情報提供するなどにより、体力向上に向けた授業の工夫・改善を促します。
- ④ 中学校及び高等学校の保健体育担当教員を対象に、体力向上及び健康の保持増進に向けた実践的な指導の充実のため、専門的知識を有する指導者を活用した研修会を開催するなどにより、教員の指導力向上を図ります。
- ⑤ ICT^{※13}を活用した体育・保健体育の授業の充実を図り、楽しみながら運動に取り組める環境づくりを推進します。

(2) 多様なニーズに応じたスポーツ活動や部活動の充実

- ① 運動部活動の在り方に関する研修会を開催し、2018（平成30）年度に作成した本県における「運動部活動の指針」の周知を図り、児童生徒のスポーツ活動及び部活動の指導・運営体制等の整備や適切な練習時間、休養日の設定など部活動の適正化を推進します。
- ② 専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置することにより、合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動を推進します。
- ③ 望ましい部活動の環境づくりのため、休日の運動部活動の地域移行に向け、他地域の取組等の情報収集に努めるとともに、実践研究に取り組みます。
- ④ 運動部活動の地域移行に向け、地域スポーツの担い手となる総合型地域スポーツクラブの育成・活動の促進に努めます。

(3) 児童生徒の安全・安心の確保

- ① スポーツ活動等における事故の未然防止と事故発生時の適切な対応ができるよう、校内体制の見直しと安全管理の徹底を図ります。
- ② 県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟と連携し、緊急時対応計画（EAP）^{※14}や事故防止確認シートを活用するなど、危機管理マニュアルに則り、安全に配慮した大会が実施されるよう努めます。

※13 「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」を指す。

※14 「Emergency Action Plan」の略称で、「緊急時対応計画」を指す。スポーツを行う人全てに安全で安心な環境を提供し、ベストなパフォーマンスを出せるよう、スポーツ団体等が事故に備えて事前に対応計画を立てておくこと。救護体制を構築できるよう事前に作成し、緊急時に最善の処置・対応を行えることを目的としている。

第3章 スポーツ推進施策

3 県民のスポーツを通じた健康の保持・増進

【現状と課題】

本県の平均寿命は年々伸びており、2015（平成27）年には男性78.67歳、女性85.93歳となっています。しかし、男女とも全国最下位となっており、全国との格差が依然としてあることが課題となっています（表1、図8）。

一方、本県の健康寿命^{※15}は、2019（令和元）年で男性71.73歳（全国42位）、女性76.05歳（全国13位）となっており、今後の健康づくりの取組においては、平均寿命の延伸とともに、平均寿命と健康寿命の差の縮小も重要となります（表1、図9）。

三大死因（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による死亡率は、いずれも全国平均より高い割合で推移しており、その要因としては、本県においてこれらの疾病のリスクとなる高血圧や糖尿病などの管理が十分に行われているとは言い難いこと、また、生活習慣のうち、「喫煙」や「過度な飲酒」のほか、不適切な食習慣や運動不足からくる肥満などの問題が挙げられます。

また、本県では、これまでもスポーツを通じた健康づくりや成人のスポーツ実施率の向上を図るため、地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブ等を活用するなど、運動機会の提供に努めていますが、本県の成人のスポーツ実施率は全国平均を下回る状況にあり、今後も、成人の運動習慣の定着や健康づくりなど、地域の実情に応じた活動を実践し、スポーツを通じた健康づくりの充実を図る必要があります。

表1 健康寿命と平均寿命

	青森県		全国	
	男性	女性	男性	女性
平均寿命 ^{※16} 2015（平成27）年	78.67歳	85.93歳	80.77歳	87.01歳
健康寿命 2019（令和元）年 ^{※17}	71.73歳	76.05歳	72.68歳	75.38歳

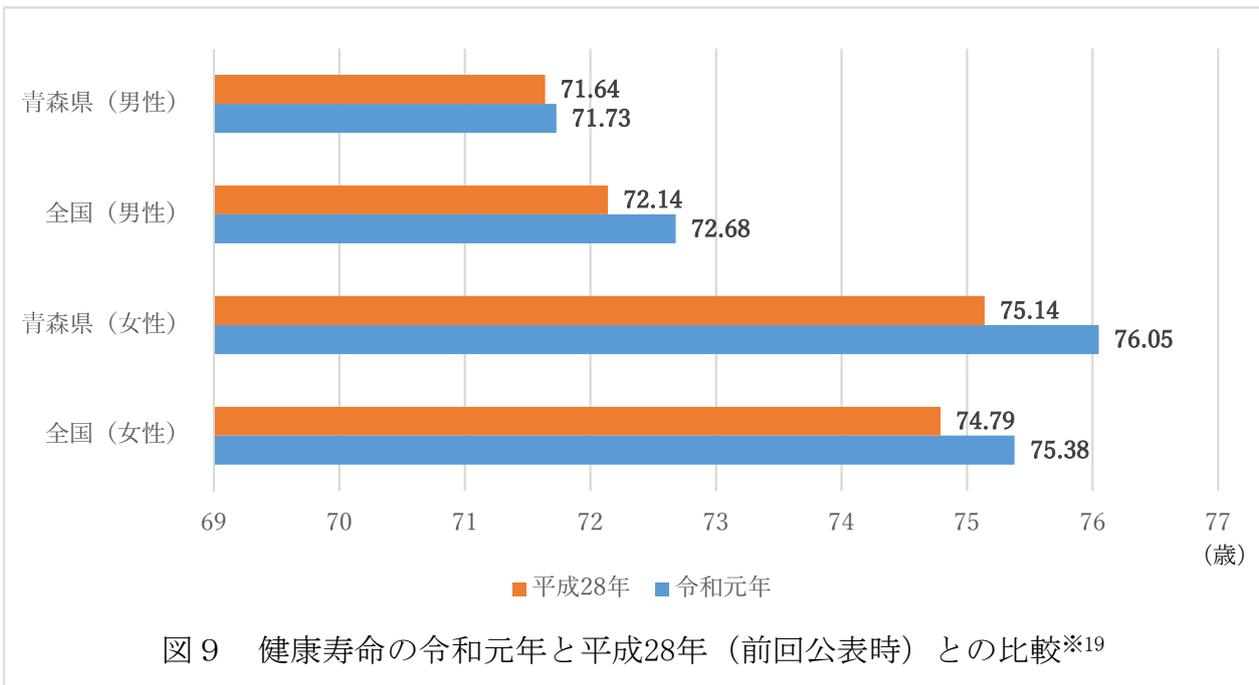
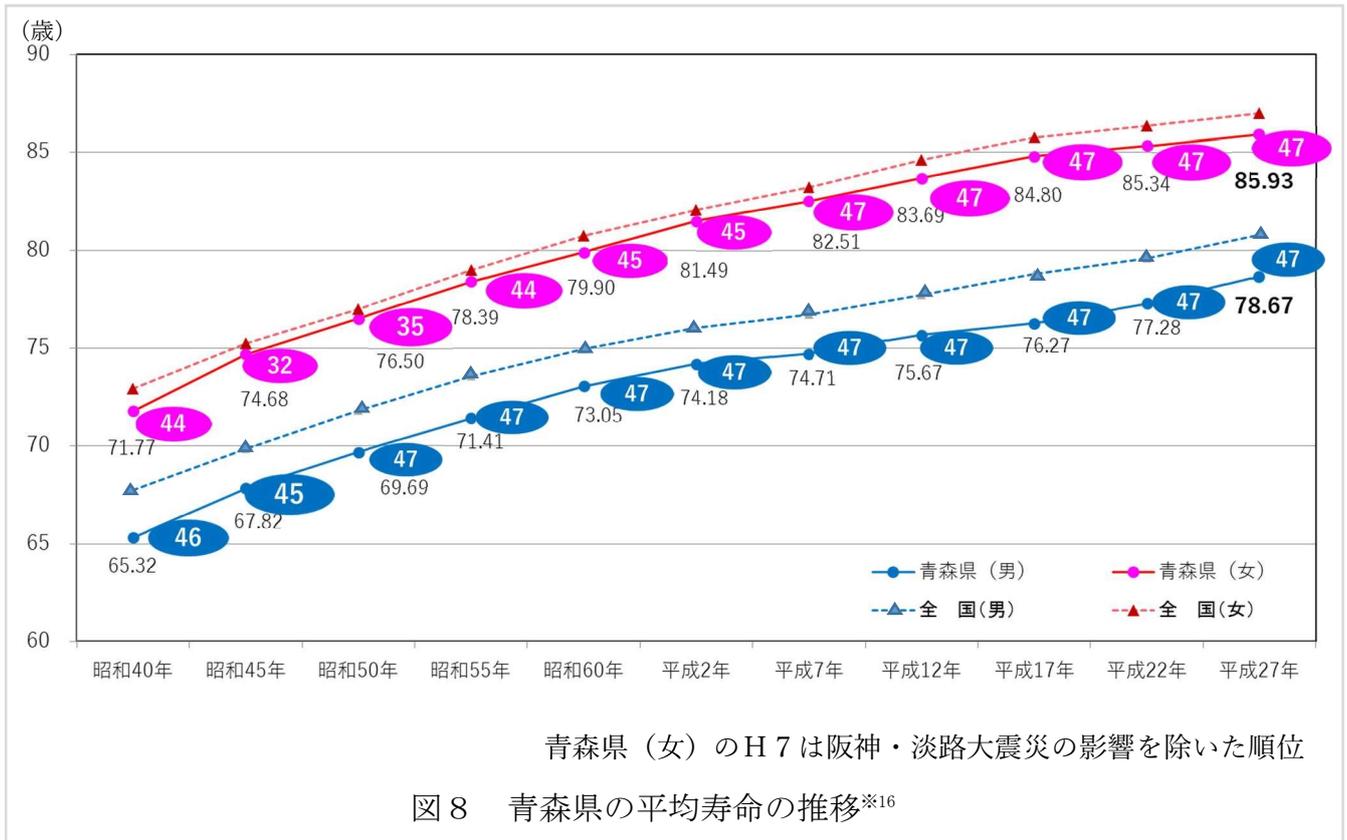
※15 「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のこと。

※16 平成27年都道府県別生命表（厚生労働省）

※17 「健康日本21^{※18}（第二次）」の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」厚生労働科学研究

※18 健康増進法に基づき制定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」のこと。国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めている。

第3章 スポーツ推進施策



※19 「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」及び「健康寿命及び地域格差の分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」厚生労働科学研究

第3章 スポーツ推進施策

【施策目標】

○ 1日当たりの平均歩数

年齢（性別）	現状値（平成28年度）	目標値（令和5年度）
20～64歳（男性）	7,418歩	8,500歩
20～64歳（女性）	6,146歩	8,000歩
65歳以上（男性）	4,405歩	6,000歩
65歳以上（女性）	4,107歩	5,000歩

目標値は、「青森県健康増進計画 健康あおもり 21^{※20}（第2次）」における令和5年度までの数値であり、今後、新たな目標値が設定された時には、その目標値に置き換えることとする。

【取組内容】

（1）身体を動かす必要性に対する知識の普及

- ① 身体を動かすことの必要性についての正しい知識を、運動に関係する団体だけでなく、食生活改善・食育・健康づくりに関係する団体等に普及し、その方々を、運動の推進役として、身体を動かす活動を促進します。
- ② 高齢者の特性に応じ、フレイル予防^{※21}に着目した健康づくりの取組を推進します。

（2）ライフステージに応じた運動習慣定着の推進

- ① 運動習慣が県民に定着できるように情報提供を行うとともに、官民連携した取組を推進します。
- ② スポーツを通じた健康づくりを推進し、運動習慣の定着が図られるよう、地域スポーツの担い手となる総合型地域スポーツクラブ等と連携し、地域の実情に応じた運動・スポーツ活動の充実に努めます。

（3）住民が運動しやすいまちづくりの推進と専門職の連携

運動推進のリーダー的役割を果たす人財を地域でも活用し、ソーシャルキャピタル^{※22}の構築を図り、継続した運動習慣・身体活動の支援を行うとともに、運動・栄養・健康に係る専門職が連携し、市町村や職域において運動しやすいまちづくりを推進し、環境整備に取り組みます。

※20 健康増進法第8条に定められている「都道府県健康増進計画」であり、県民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる、活力ある長寿県を目指すため、平成13年1月に「健康あおもり21」を策定し、平成25年に「健康あおもり21（第2次）」を策定。

※21 「フレイル」とは年齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態を指す。生活機能の自立度が高い「健康」と日常生活動作に障害がある「要介護状態」との間に位置する状態と考えられ、フレイル予防とは、より早期から取り組む介護予防を意味する。

※22 人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることができる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織のこと。

第3章 スポーツ推進施策

4 女性のスポーツ参加促進

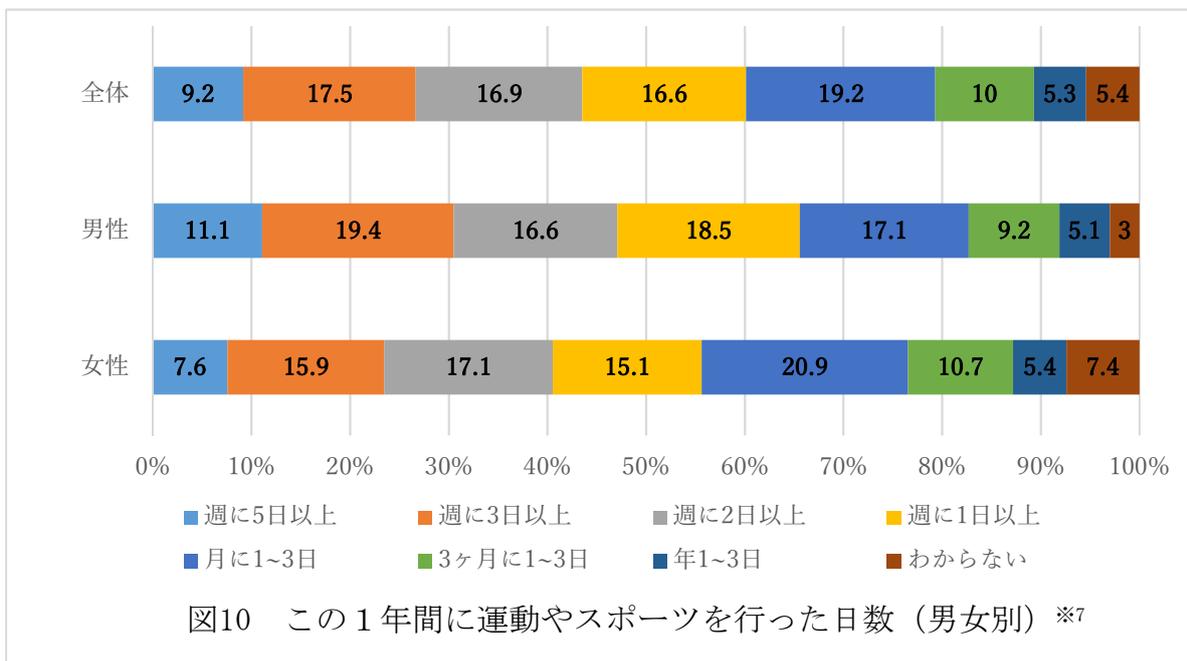
【現状と課題】

本県における2020（令和2）年度の「県民の健康・スポーツに関する意識調査」によると、男女別の週1日以上運動やスポーツを行った割合は、男性は65.4%、女性は55.7%となっており、男性に比べ女性は9.7ポイント低い状況です（図10）。

運動を行わなかった理由については、「仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないから」、「運動・スポーツは好きではないから」と回答した割合が、男性よりも女性の方が高い状況です。

このことから、女性がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりや、生涯を通じた女性の健康づくり等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させるための取組が必要となります。

また、女性アスリートの競技力を向上させるため、女性特有の課題を理解した指導者の育成や選手復帰等に関わる課題などの解決に向けた取組が必要です。本県における各競技団体等での女性指導者や役員数は少ない状況にあるため、女性のスポーツを通じた社会参画や活動の促進が求められています。



【施策目標】

○女性における週1回以上のスポーツ実施率

現状値（令和2年度）	目標値（令和9年度）
45.1%	55.0%

第3章 スポーツ推進施策

【取組内容】

(1) 女性が参加しやすいスポーツ環境の整備

- ① 総合型地域スポーツクラブや県スポーツ推進委員協議会等と連携し、親子で身体を動かすスポーツイベントの開催など、子育て中の女性もスポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。
- ② 市町村や関係団体等と連携し、女性が気軽に取り組むことのできるスポーツ教室やイベント等の情報提供に努めます。

(2) 女性アスリート等への継続支援

女性アスリート及び指導者を取り巻く社会問題や、女性特有の課題等に関する講習会を開催するなどにより、女性アスリート等が継続して競技に取り組める環境づくりに努めます。

(3) 女性公認指導者の養成と競技団体役員登用の促進

県スポーツ協会等と連携し、女性指導者が日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等の資格取得を目指せる環境づくりに努め、スポーツ関係団体等における女性役員の登用を促進します。



親子体操教室



女性アスリートコンディショニング研修会

第3章 スポーツ推進施策

施策の柱Ⅱ スポーツを通じた活力ある社会の実現 ～スポーツを「みる」・「ささえる」機会の充実～

多様な人々があつまり、ともにスポーツを楽しめる環境づくりの充実を図るとともに、スポーツを通じた地域の活性化及び共生社会の実現に向けた取組を推進します。

【具体的施策（取組）】

1 地域スポーツを支える多様な人財の育成と活動の場の確保

- (1) 総合型地域スポーツクラブへの支援
- (2) 関係団体等の人財を活用したスポーツ活動の推進
- (3) スポーツボランティアの育成

2 大規模スポーツイベントの開催等を契機とした地域スポーツの推進

- (1) 第80回国民スポーツ大会や第25回全国障害者スポーツ大会等の開催による地域スポーツの推進
- (2) 大規模スポーツ大会やイベント等の開催により得られるレガシーの継承
- (3) スポーツツーリズムの促進

3 スポーツを通じた共生社会の実現

- (1) 障害者のスポーツ機会の充実
- (2) 障害者スポーツに関する情報発信
- (3) 県特別支援学校スポーツ連盟によるスポーツ活動の推進

4 スポーツ施設やオープンスペース等を活用した環境の整備

- (1) 誰もがスポーツに親しめる環境の整備
- (2) 地域スポーツ活性化のための情報発信

第3章 スポーツ推進施策

1 地域スポーツを支える多様な人財の育成と活動の場の確保

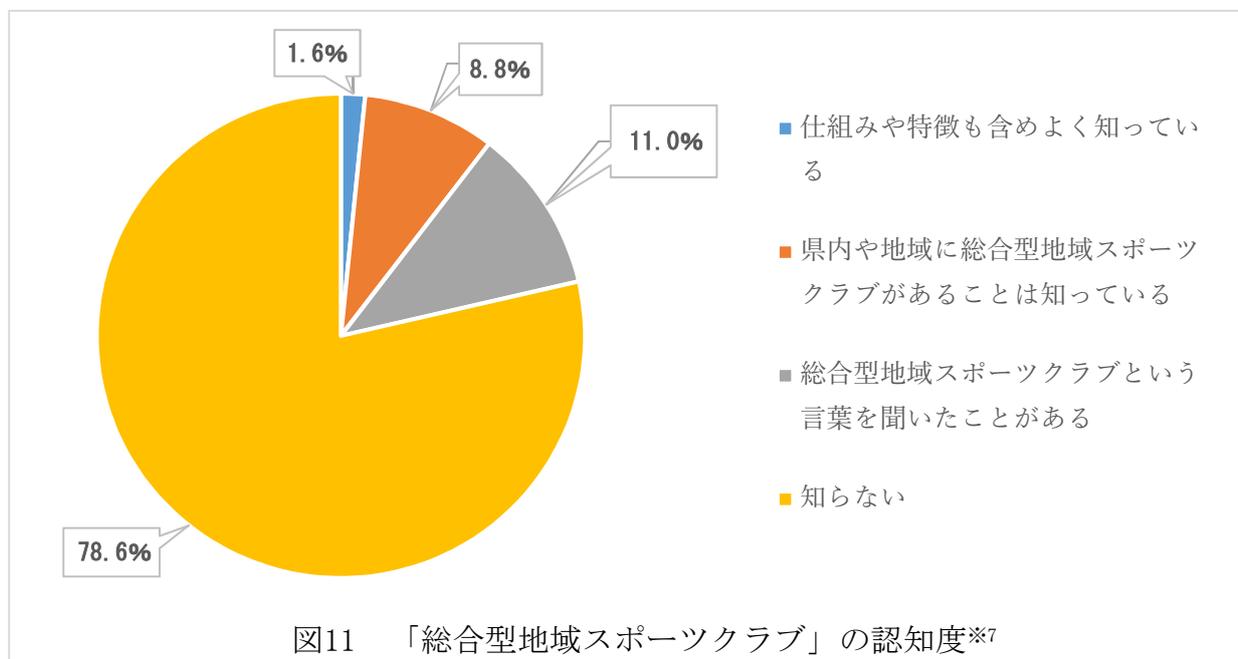
【現状と課題】

地域のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブは、2022（令和4）年4月1日現在、33市町村に42クラブが設置されています。しかし、認知度が低いことや（図11）、新型コロナウイルス感染症の影響による活動機会及び会員数の減少、財源の確保等の課題があり、活動が休止となるクラブも見られます。

このような中、総合型地域スポーツクラブに係る、登録・認証制度^{※23}の運用が開始されたところであり、当該制度を通じて、総合型地域スポーツクラブの質的充実や地方公共団体等との連携が求められています。

また、県民が生涯を通じてスポーツに親しむためには、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターとしての役割を担う、スポーツ推進委員^{※24}の養成等も必要となります。

2020（令和2）年度の調査^{※7}では「スポーツボランティアをこの1年間に行った」と答えた割合が13.2%と低い状況にあります。2021（令和3）年に開催された、東京2020オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会により、スポーツボランティアへの関心が全国的に高まっており、2026（令和8）年度に本県で開催される第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に向け「ささえる」人財を育成する必要があります。



※23 総合型地域スポーツクラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業主体としての役割を果たすことを目的として、2022（令和4）年度から導入されたライセンス制度のこと。

※24 市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、市町村教育委員会等が委嘱し、地域スポーツ推進の中核を担う者。

第3章 スポーツ推進施策

【施策目標】

○県内の総合型地域スポーツクラブの会員数

現状値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
6,199人	9,000人

○1年間にスポーツボランティア活動を行った割合

現状値（令和2年度）	目標値（令和9年度）
13.2%	25.0%

【取組内容】

（1）総合型地域スポーツクラブへの支援

- ① 県スポーツ協会及び県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等と連携し、登録・認証制度の運用を通じて、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図るなど、持続可能な運営体制づくりの支援に努めます。
- ② 子どもが多様なスポーツを経験でき、発達段階に応じた適切な指導が受けられるよう、指導者の資質向上に向けた研修会等を開催します。
- ③ 県内の総合型地域スポーツクラブの取組や活動状況等の情報について、ホームページ等を活用して発信するなど、認知度の向上に努めます。

（2）関係団体等の人財を活用したスポーツ活動の推進

- ① 各市町村や県スポーツ推進委員協議会等と連携し、スポーツ推進委員が各地域におけるコーディネーターとして活躍できるよう、スポーツ推進委員の資質や能力の向上に向けた研修会等の充実に努めます。
- ② 本県ゆかりのオリンピックやトップアスリート等で組織する「あおもリアスリートネットワーク^{※25}」を活用し、誰もが気軽に参加でき、ともに活動できるスポーツ教室やイベント等を開催するなど、地域におけるスポーツ活動の充実に努めます。

（3）スポーツボランティアの育成

関係団体や市町村、県スポーツ協会等と連携し、2026（令和8）年度に本県で開催される第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会などのスポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアの育成に努めます。

※25 本県にゆかりのあるオリンピックやトップアスリート、指導者などが主体となって構成する組織として2012（平成24）年11月に設立され、本県のスポーツ振興はもとより、地域の活性化や青少年の健全育成などに向けた様々な社会貢献活動を展開。

第3章 スポーツ推進施策

2 大規模スポーツイベントの開催等を契機とした地域スポーツの推進

【現状と課題】

本県では、これまでも国民体育大会冬季大会や全国高等学校総合体育大会等の各種全国大会が開催されており、2026（令和8）年度には第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会が開催されます（表2）。

このような大規模スポーツイベントの開催は、「みる」「ささえる」などのスポーツに親しむ機会となるとともに、交流人口の拡大を生み、地域の活性化につながることを期待されます。

また、スポーツに関する様々な効果等を、大会開催時のみの一過性のものとするのではなく、長期的な視点でのスポーツの推進や、スポーツを通じた地域活性化につなげる必要があります。

表2 本県で開催の主な全国大会等の開催状況（2019（令和元）年度以降）

年度	大会名	開催市町村
2019年度	第75回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会	八戸市・三沢市 南部町
2019年度～	カヌーワイルドウォーター・スラロームジャパンカップ	西目屋村
2019年度～ 2020年度	ジャパンカップスピードスケート競技会	八戸市
2021年度	全日本スキー選手権大会スノーボード競技	鱒ヶ沢町
2021年度	全日本スキー選手権大会フリースタイル競技	鱒ヶ沢町
2021年度	全日本スピードスケート選手権大会	八戸市
2022年度	特別国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会	八戸市・南部町
2026年度	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会	県内各地

【施策目標】

○市町村が住民を対象に実施するスポーツ教室やスポーツ大会等の行事への参加総数

現状値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
49,170人	200,000人

新型コロナウイルス感染症の影響により、参加総数が減少（2019（令和元）年度：146,376人）

【取組内容】

（1）第80回国民スポーツ大会や第25回全国障害者スポーツ大会等の開催による地域スポーツの推進

- ① 本県のスポーツをより一層推進し、スポーツへの参加意欲や関心が高まるよう、第80回国民スポーツ大会や第25回全国障害者スポーツ大会等の機運醸成を図ります。

第3章 スポーツ推進施策

- ② 大会の開催を県民に広く周知し、地域スポーツの推進につなげるとともに、本県の魅力を全国に発信する絶好の機会とするため、開催地市町村や関係団体等と連携を図り、積極的な情報発信に努めます。
- ③ 観戦やボランティア、おもてなし活動等により、多くの県民が参画できるスポーツイベント等を実施する市町村等の取組を促進します。

(2) 大規模スポーツ大会やイベント等の開催により得られるレガシー^{※26}の継承

- ① 市町村や関係団体等と連携し、第80回国民スポーツ大会や第25回全国障害者スポーツ大会等において整備された施設などを活用することで、地域スポーツの推進に努めます。
- ② 第80回国民スポーツ大会や第25回全国障害者スポーツ大会等に参加したスポーツボランティアが、その後も各種スポーツイベント等の運営などに関われるよう、市町村や関係団体等と連携し、参加機会の充実に努めます。

(3) スポーツツーリズムの促進

スポーツを観光コンテンツと捉えて、スポーツを「する」・「みる」ことなどをきっかけに多くの方が本県を訪れるよう、誘客促進に活用していきます。



SNSでのあもり国スポPR
のための情報発信



ダンスプロモーションムービーの作成



中学校運動会での青の煌めきダンス

※26 大規模大会等の開催により、長期にわたり、継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと。

第3章 スポーツ推進施策

3 スポーツを通じた共生社会の実現

【現状と課題】

東京2020パラリンピック競技大会の開催は、多くの国民に感動を与え、障害者スポーツへの興味・関心をより一層高めるものでした。

しかしながら、全国的に見ても障害者のスポーツ実施率は、健常者に比べ依然として低い水準^{※27}にとどまっており、障害者スポーツの一層の普及に取り組む必要があります。

また、障害者の多くは、成人後、学校教育活動のような運動やスポーツに触れ、楽しむ機会が減少する傾向にあることから、生涯にわたりスポーツを行うことができるよう、個々の特性やニーズに応じたスポーツ機会を確保することも必要です。

さらに、障害の有無にかかわらず、ともにスポーツを楽しむことは、障害への理解促進等につながることから、スポーツを通じた共生社会^{※28}の実現に向けた取組が、より一層求められています。

【施策目標】

○日本障害者スポーツ協会公認指導者登録者数

現状値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
262人	360人

【取組内容】

（1）障害者のスポーツ機会の充実

- ① 障害者が「する」・「みる」など気軽にスポーツに親しめるよう、関係団体と連携し、スポーツ教室やスポーツイベント等の開催を推進します。
- ② 障害者スポーツの認知度向上を図るため、スポーツ教室やスポーツイベント等において、障害のある人だけでなく、障害のない人も気軽に参加できる機会の提供に努めます。
- ③ 県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への選手団派遣を通じて活躍の場を提供します。
- ④ 障害者がスポーツについて必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう環境の充実に努めます。

※27 令和3年度にスポーツ庁が実施した「スポーツの実施状況に関する世論調査」、「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」によると、成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%、障害者の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%。

※28 これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことで、それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

第3章 スポーツ推進施策

(2) 障害者スポーツに関する情報発信

関係団体と連携し、県内各地域で開催されるスポーツ教室やスポーツイベントのほか、全国大会及びパラリンピック・デフリンピック等の世界規模の大会などについて、団体等の広報誌やホームページ等を活用するなどにより、情報発信に努めます。

(3) 県特別支援学校スポーツ連盟によるスポーツ活動の推進

特別支援学校における生徒の障害の種類や程度に応じた運動機会を確保するため、県特別支援学校スポーツ連盟が主催する「県特別支援学校総合スポーツ大会」の開催を推進します。



県特別支援学校総合スポーツ大会
(サッカー競技)



県特別支援学校総合スポーツ大会
(フライングディスク競技)



県障害者スポーツ大会 (アーチェリー競技)



県障害者スポーツ大会 (開会式)



県障害者スポーツ大会
(陸上競技音響走)

第3章 スポーツ推進施策

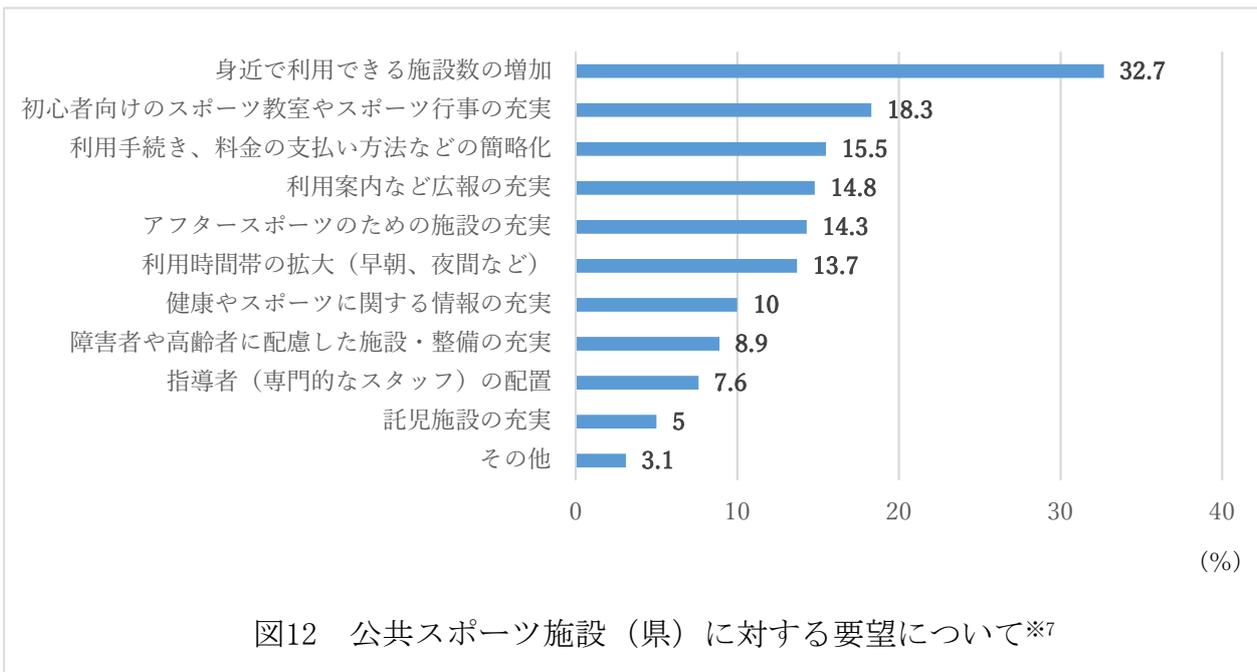
4 スポーツ施設やオープンスペース等を活用した環境の整備

【現状と課題】

スポーツ施設等の環境の整備については、県民がスポーツに親しむとともに、本県の競技力向上を図る上で重要です。

2026（令和8）年度に本県で開催される第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に向け、県有スポーツ施設等の整備を進めていますが、大会後は、これらの施設を県民が年間を通じて利用できる共有の財産として有効に活用していく必要があります。

また、国では、スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場を確保するため、既存施設の有効活用を推進しており、本県においても地域住民の多様なニーズに対応できる拠点として、既存施設の有効活用が求められています（図12）。



【施策目標】

○県有スポーツ施設の年間利用者数

（新青森県総合運動公園、青森県総合運動公園、青森県武道館、盛運輸アリーナ（青森県営スケート場））

現状値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
518,688人	1,000,000人

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少（2019（令和元）年度：893,572人）

第3章 スポーツ推進施策

【取組内容】

(1) 誰もがスポーツに親しめる環境の整備

- ① 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての利用者が快適に施設を利用できるよう、指定管理者等と連携して、利用者等の意見を踏まえながら、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の提供に努めます。
- ② 障害者の県有スポーツ施設の利用を促進し、障害者スポーツの充実に努めます。
- ③ 本県に拠点を置くプロスポーツチームの活躍により、本県におけるスポーツの振興、青少年の健全育成、地域振興等の効果が期待されることから、プロスポーツチームの活動の充実に努めます。

(2) 地域スポーツ活性化のための情報発信

- ① 様々な広報媒体を活用し、県有スポーツ施設の利用等に関する情報やスポーツ教室及びイベント等の情報を提供し、県民のスポーツへの参加の促進に努めます。
- ② 市町村のスポーツ施設においても、プロ野球等の開催可能な施設やスケート競技（スピードスケート）の全国大会等の開催可能な施設があるほか、スキー競技（フリースタイル・スノーボード／ハーフパイプ）のNTC競技別強化拠点^{※29}施設などがあることから、スポーツを「みる」人口の拡大を図るため、大会開催に係る情報発信に努めます。



新青森県総合運動公園



マエダアリーナ（メインアリーナ）



カクヒログループアスレチックスタジアム
（陸上競技場）

※29 「National Training Center」の略称。味の素ナショナルトレーニングセンターでは対応できない競技について、国は「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点」を指定。味の素ナショナルトレーニングセンターとの連携により、我が国の国際競技力向上のためのトレーニング環境を整備している。

第3章 スポーツ推進施策

施策の柱Ⅲ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化 ～次代を担う人財の輩出～

全国大会や国際大会等で活躍できる次世代アスリートの発掘・育成・強化を図るとともに、選手の多様なニーズに対応することができる指導者の育成に取り組みます。

【具体的施策（取組）】

- 1 全国大会・全国障害者スポーツ大会や国際大会等で活躍できるアスリートの発掘・育成・強化
 - (1) 全国大会や国際大会等で活躍できるジュニア選手の発掘・育成・強化
 - (2) 競技スポーツの普及、競技団体の組織・強化体制の整備
 - (3) 障害者スポーツ選手等育成・強化検討会の開催
 - (4) 障害者スポーツ選手等の育成・強化

- 2 選手の多様なニーズに対応できる指導者の育成
 - (1) 競技力向上を支える人財の育成
 - (2) 地域スポーツの推進に向けた指導者の育成

- 3 スポーツ・インテグリティ^{※30}の確保
 - (1) 競技団体のガバナンス（統治能力）の強化とコンプライアンス（法令遵守）の徹底
 - (2) クリーンでフェアなスポーツの推進に向けた指導者の養成

- 4 スポーツ医・科学を活用した競技力向上支援体制の整備と支援の充実
 - (1) スポーツ医・科学を活用した総合的なサポート体制の整備
 - (2) 高い指導技術や資質を有する指導者の発掘・育成

※30 スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

第3章 スポーツ推進施策

1 全国大会・全国障害者スポーツ大会や国際大会等で活躍できるアスリートの発掘・育成・強化

【現状と課題】

本県の競技力向上の目安となる国民体育大会における男女総合成績の順位は、近年、低下傾向にあり、2012（平成24）年以降は40位台で推移し、2017（平成29）年には4大会ぶりに30位台に回復したものの、2019（令和元）年には過去最下位の45位となっています（表3）。

また、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会を合わせた本県選手の入賞数についても減少傾向にあり、全体的に競技力が低下していました。

これらの状況を改善するためにも、第80回国民スポーツ大会の本県開催に向けて、2017（平成29）年6月に設置された、青森県競技力向上対策本部が策定した「青森県競技力向上基本計画」に基づき、総合的かつ計画的に競技力の向上を図っており、2021（令和3）年度には、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会において団体・個人で優勝するなど、入賞数も若干の増加が見られます（表4）。

今後も、ジュニア選手の発掘・育成・強化に加え、全国大会で活躍が期待される選手や、強化拠点校の運動部等の活動を幅広く支援するほか、各競技団体において目指すべき第80回国民スポーツ大会での順位・得点等を具体的に設定し、それに基づく効果的な事業の実施や、有力選手の確保・強化に重点的に取り組み、段階的かつ着実に競技力を向上させるとともに、第80回国民スポーツ大会終了後も持続可能な本県競技力の向上を図ることが必要です。

障害者スポーツについては、若者のスポーツ離れや高齢化等により年々競技人口が減少しており、全国障害者スポーツ大会の団体競技のうち、チーム自体がなく、大会に出場していない競技が複数あります。

2026（令和8）年に開催の第25回全国障害者スポーツ大会を契機として、本県における障害者スポーツのより一層の振興を図っていく上で、障害者スポーツの普及、競技者の裾野拡大、選手の育成・強化、指導者の確保・資質向上が課題となっています。

第3章 スポーツ推進施策

表3 国民体育大会における過去5年間（70回～74回）の入賞数（団体）及び男女総合成績等について

	年 (西暦/平成・令和)	成年男子 (点)	成年女子 (点)	少年男子 (点)	少年女子 (点)	入賞数 (団体)	合計得点 男女総合成績
70回大会	2015 (H27)	121.5	41.5	116.5	43.0	14	322.5
		163.0		159.5			40位
71回大会	2016 (H28)	85.0	50.0	165.5	59.0	16	359.5
		135.0		224.5			40位
72回大会	2017 (H29)	194.5	32.0	167.5	33.5	14	427.5
		226.5		201.0			35位
73回大会	2018 (H30)	87.0	44.0	132.5	39.0	11	302.5
		131.0		171.5			42位
74回大会	2019 (R1)	73.5	48.0	89.5	83.0	12	294.0
		121.5		172.5			45位

75回大会(R2)については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、R5に延期
76回大会(R3)については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止

表4 全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会入賞数（夏季種目のみ）

年度 大会名	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
全国高等学校総合体育大会	18	18	24	中止	28
全国中学校体育大会	11	12	5	中止	16

【施策目標】

○国民体育（スポーツ）大会^{※31} 男女総合成績（天皇杯）

現状値（令和元年度）	目標値（令和9年度）
45位	20位以内

2026（令和8）年度の本県開催の第80回国民スポーツ大会では、天皇杯獲得を目指します。

【取組内容】

（1）全国大会や国際大会等で活躍できるジュニア選手の発掘・育成・強化

- ① 運動能力の優れた児童・生徒を県内全域から発掘し、県内各競技団体や関係機関等と連携の上、スポーツ医・科学を活用した各種育成プログラムを実施します。
- ② 中央専門機関等と連携し、選手の発掘や先進的なトレーニングメニューを取り入れた育成・強化プログラムを実施するなどにより、世界で活躍できるアスリートの発掘・育成・強化を行います。

※31 平成30年6月13日に、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に変更する「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が国会において成立し、2024（令和6）年に開催される第78回佐賀大会から「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変更となる。

第3章 スポーツ推進施策

(2) 競技スポーツの普及、競技団体の組織・強化体制の整備

- ① 各競技団体との個別ヒアリングを通して、強化事業の実施状況を確認するとともに、課題を洗い出し、課題克服に向けた助言等の支援をします。
- ② 国民体育（スポーツ）大会をはじめとした全国大会等での活躍が期待される選手や各競技団体の強化活動の活性化を図ります。

(3) 障害者スポーツ選手等育成・強化検討会の開催

選手等の育成・強化や、団体競技のチームの設立・強化のほか、指導者養成等のための、障害者スポーツ選手等育成・強化検討会を開催します。

(4) 障害者スポーツ選手等の育成・強化

各競技団体等と連携を図りながら、個人、団体競技に係る体験会や練習会、指導者養成講習会等を開催するとともに、障害者のスポーツ活動への参加を促すための普及活動や広報活動に努めます。



あおもりスポーツアカデミー事業 育成プログラム
競技体験（アーチェリー競技）



あおもりスポーツアカデミー事業 育成プログラム
競技体験（ラグビーフットボール競技）



あおもりスポーツアカデミー事業 育成プログラム
医・科学サポート

第3章 スポーツ推進施策

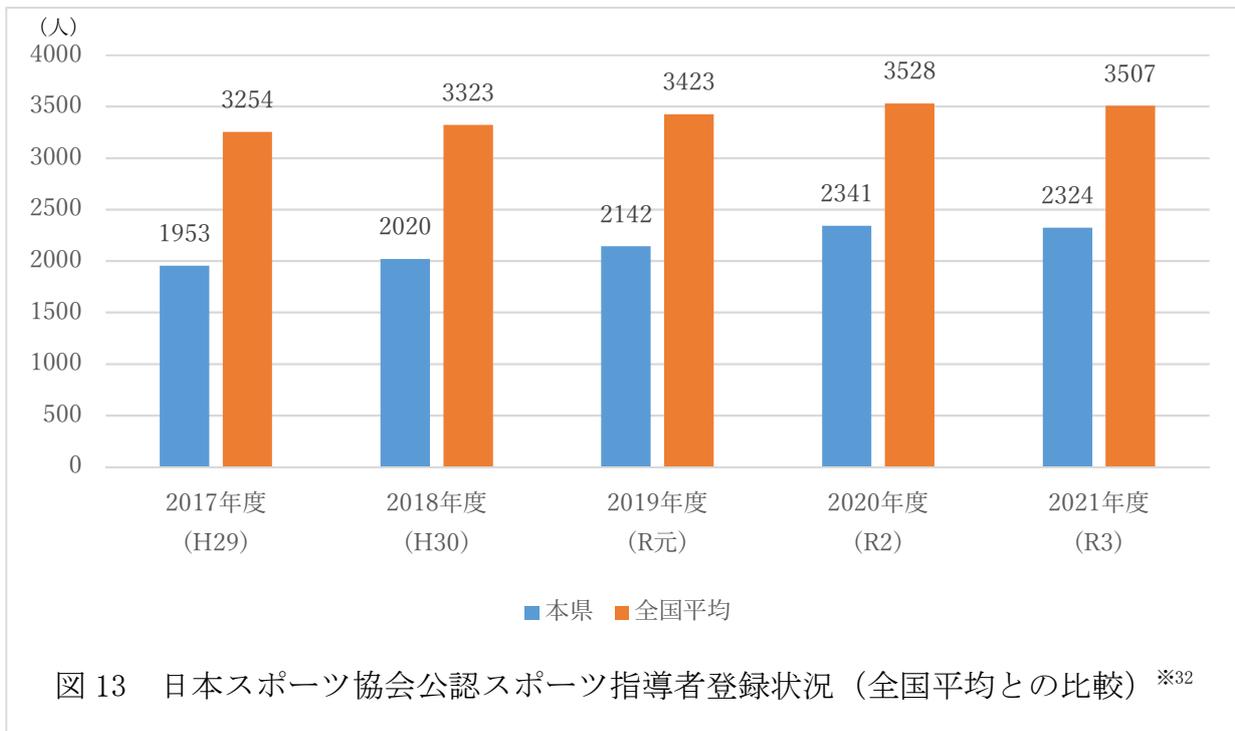
2 選手の多様なニーズに対応できる指導者の育成

【現状と課題】

本県の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録者数については、全国平均を下回っています（図13）。また、多くの競技団体において指導者不足や指導者の高齢化が進んでいる状況にあります。

2026（令和8）年度に本県で開催される第80回国民スポーツ大会等での競技力向上に向け、公認資格を有する指導者等の計画的な養成及び資質向上に取り組む必要があります。

さらに、より多くの県民が主体的・継続的にスポーツに取り組むため、ライフステージや障害の有無等にかかわらず、多様なニーズに対応することができる指導者を養成する必要があります。



【施策目標】

○日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録者数

現状値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
2,324人	3,000人

※32 公認スポーツ指導者登録状況（2017（平成29）年度～2021（令和3）年度）（日本スポーツ協会）

第3章 スポーツ推進施策

【取組内容】

(1) 競技力向上を支える人財の育成

- ① 県スポーツ協会や競技団体等と連携し、全国大会や国際大会等で活躍できる選手の育成・強化のため、選手の多様なニーズに対応できる資質・能力を兼ね備えた指導者の養成に向けた研修会等を開催するなど、指導者の資質向上に努めます。
- ② 各競技団体がより効果的に強化活動に取り組めるよう、県スポーツ協会等と連携し、競技力向上のための情報共有や、競技団体と県中学校体育連盟・県高等学校体育連盟との連携を図ることを目的とした合同会議を開催し、一貫指導体制の確立に努めます。
- ③ 競技力向上の推進役を担う指導者の養成に向け、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格の取得促進に努めます。

(2) 地域スポーツの推進に向けた指導者の育成

各地域において、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう、県スポーツ協会や関係団体等と連携し、研修会等を開催するなど、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等の地域スポーツを支える指導者の育成に努めます。



強化担当スタッフ合同会議



組織マネジメント講習会



青森県スポーツ推進委員研修会（講演）



青森県スポーツ推進委員研修会（実技）

第3章 スポーツ推進施策

3 スポーツ・インテグリティの確保

【現状と課題】

近年、国内では、様々な競技においてドーピングやスポーツ団体の組織運営上の問題、指導者による暴力、各種ハラスメントなどの不祥事が発生しており、スポーツ・インテグリティ（スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性）を脅かす問題が見受けられます。

本県においても、今後、そのような事案の発生によって、県民のスポーツに対する健全なイメージの低下や、本人が希望しない理由等でスポーツから離れることなどによって、スポーツの価値が損なわれることのないよう、スポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツを推進する必要があります。

【施策目標】

スポーツ活動における暴力・ハラスメントの根絶や、組織運営の透明性の確保など、クリーンでフェアなスポーツの推進により、スポーツの価値の一層の向上を目指します。

【取組内容】

（1）競技団体のガバナンス（統治能力）の強化とコンプライアンス（法令遵守）の徹底

- ① 県スポーツ協会等と連携し、競技団体等に対して組織運営に関する助言等を行うとともに、国の状況や他の競技団体の取組等について情報提供するなどにより、競技団体等において透明性の高い組織運営が図られるよう支援します。
- ② 県スポーツ協会等と連携し、競技団体等を対象に、スポーツ・インテグリティの確保に向けた研修会を開催するなどにより、組織運営体制の強化・充実を図ります。
- ③ 関係団体等と連携し、スポーツファーマシスト^{※33}の協力を得ながら、ドーピング防止のための研修会を開催するなどにより、クリーンでフェアなスポーツ活動が継続できるよう、アスリートを守るためのドーピング防止に関する取組に努めます。

（2）クリーンでフェアなスポーツの推進に向けた指導者の養成

県スポーツ協会等と連携し、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不正行為等を行わない倫理観や規範意識の醸成を含め、アスリート等の人間的成長を促すことができる指導者の養成に努めます。

※33 最新のアンチ・ドーピング規則に関する知識を有する薬剤師のこと。（公財）日本アンチ・ドーピング機構が定める所定の課程（アンチ・ドーピングに関する内容）終了後に認定される。活動例としては、国民体育大会（第78回から国民スポーツ大会）に向けての都道府県選手団への情報提供・啓発活動、学校教育現場におけるアンチ・ドーピング情報を介した医薬品の使用に関する情報提供・啓発活動などが挙げられる。

第3章 スポーツ推進施策

4 スポーツ医・科学を活用した競技力向上支援体制の整備と支援の充実

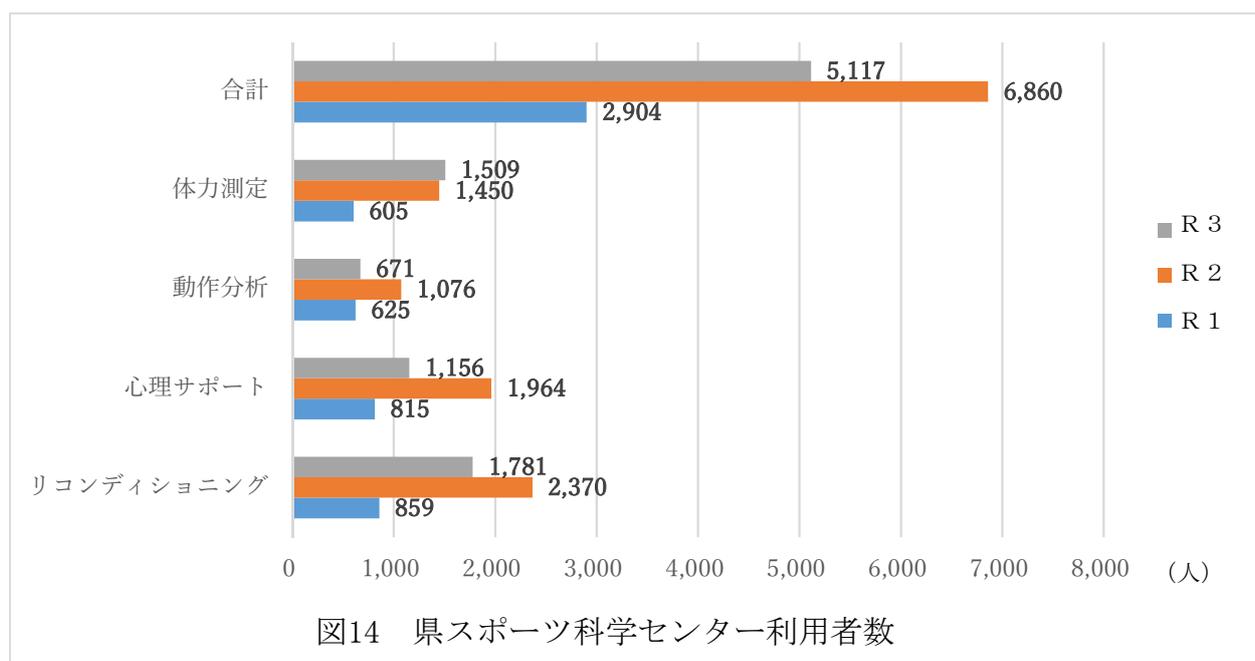
【現状と課題】

県スポーツ科学センターでは、これまでもスポーツ科学に基づいた「アスリートプログラムサービス」(表5)を提供し、競技力向上やスポーツ活動による健康増進等に向けた取組を実施しています(図14)。

競技力向上に向けた取組として、高校生を対象とした「スポーツ科学チームサポート事業」を実施しており、県スポーツ科学センターのスポーツ科学専門員による年間を通じた計画的なサポートにより、東北大会や全国大会における入賞数の増加や順位の向上が見られます。

今後も、全国大会や国際大会等で活躍できるトップアスリートを育成するためには、専門的な技能はもとより、世界のスポーツ情勢や最新のスポーツ医・科学情報、メンタルマネジメントや栄養学等、様々な知識や能力が必要となり、こうした分野に高い専門性を有する指導者の育成や、県スポーツ科学センター等のサポート体制の充実が重要です。

また、子どもたちは、新体力テストの実施により、自己の体力に関する情報を得ることはできるものの、スポーツの適性に関する情報を得ることは難しい状況です。スポーツの選択肢を拡大し、広くスポーツに関心を持つきっかけを作るためにも、個々の能力に応じた情報提供を行っていくことは重要であり、県スポーツ科学センターを拠点とした強化支援体制の整備が必要です。



第3章 スポーツ推進施策

表5 県スポーツ科学センターにおいて提供しているアスリートプログラムサービス

プログラム	メニュー
体力測定	①総合測定 (②～⑥セット) ②基本検査 ③全身持久力 ④筋力・パワー ⑤基礎体力 ⑥身体組成
動作分析	①総合動作分析 (②～⑤セット) ②動作データ分析 ③フォーム撮影 ④地面反力計測 ⑤筋電図計測
リコンディショニング	①総合リコンディショニング (②～④セット) ②コンディション評価 ③運動プログラム作成 ④運動指導
心理サポート	①個別対応サポート ②集団対応サポート

【施策目標】

○県スポーツ科学センターの利用者数

現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
5,117人	8,000人

【取組内容】

(1) スポーツ医・科学を活用した総合的なサポート体制の整備

- ① スポーツ医・科学的側面から競技力向上を図るとともに、関係機関や大学、スポーツドクター、アスレティックトレーナー、スポーツデンティスト^{※34}、スポーツファーマシスト、スポーツ栄養士等との連携により、スポーツ障害やドーピングコントロール等に関する最新の情報を提供できる機会の充実を図ります。
- ② 選手に対し、科学的な分析結果等の情報提供を積極的に行うため、県スポーツ科学センターの情報提供機能の充実を図ります。
- ③ 県スポーツドクターの会及び県アスレティックトレーナーの会等と連携し、国民体育(スポーツ)大会や東北総合体育大会に出場する競技団体に対して、医・科学スタッフを帯同させるなど、医・科学的側面からサポートの充実に努めます。
- ④ 本県開催の第80回国民スポーツ大会をはじめとした、各種全国大会等において活躍が期待できる県内の選手やチームに対し、県スポーツ科学センターのスポーツ科学専門員による、集中的かつ継続的なサポートを実施します。

(2) 高い指導技術や資質を有する指導者の発掘・育成

これからの指導者については、スポーツ医・科学を有効に活用し、科学的データに基づき選手やチームを指導できる能力が求められるため、県スポーツ科学センターや大学等との連携をより一層強化し、指導者育成体制の整備を推進します。

※34 歯科医師免許取得後4年を経過し、受講条件を満たした上で(公社)日本歯科医師会及び(公財)日本スポーツ協会が認めた歯科医師のこと。役割としては、①歯科医師の立場からスポーツに関わる国民の健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、予防、研究、②競技会等の医事運営の支援並びにチームデンティストとしての参加、③スポーツ歯科医学の研究、教育、普及活動などが挙げられる。

参 考 资 料

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

①新型コロナウイルス感染症

- 感染拡大により、スポーツ活動が制限

②東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 1年延期後、原則無観客の中で開催

③その他社会状況の変化

- 人口減少・高齢化の進行、地域間格差の広がり、DXなど急速な技術革新
ライフスタイルの変化、持続可能な社会や共生社会への移行



こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
 - ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』
- をさらに高めるべく、第3期計画では次にあげる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力の向上させるため、
 - ・NFの強化戦略プランの実効化を支援
 - ・アスリート育成パスウェイを構築
 - ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
 - ・地域の競技力向上を支える体制を構築

大規模大会の運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際大会の開催運営に継承・活用

共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進

地域創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地域創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進

スポーツを通じた国際交流・協力

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツ SDGs にも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）

スポーツに関わる者の心身の安全・安心の確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、
 - ・ 誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
 - ・ 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・ 暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

○スポーツを「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ **柔軟・最適な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出**
- ◆ **スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成**
- ◆ **デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進**

○スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

○スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

①多様な主体におけるスポーツの機会創出

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等

②スポーツ界におけるDXの推進

先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等

③国際競技力の向上

中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等

④スポーツの国際交流・協力

国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等

⑤スポーツによる健康増進

健康増進に資するスポーツに関わる研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等

⑥スポーツの成長産業化

スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等

⑦スポーツによる地域創生、まちづくり

武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地域創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等

⑧スポーツを通じた共生社会の実現

障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等

⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等

⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等

⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保

暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者の養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等

⑫スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の理解増進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

○国民のスポーツ実施率の向上

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率を **70%**（障害者は **40%**）
- 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を **100%に近づける**（障害者は **70%を目指す**）

○生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加

（児童 86%⇒**90%**、生徒 82%⇒**90%**）

○子供の体力の向上

（新体力テストの総合評価C以上の児童 68%⇒**80%**、生徒 75%⇒**85%**）

○誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現

- 体育授業への参加を希望する障害ある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
- スポーツ団体の女性理事の割合を40%

○オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現

○スポーツを通じて活力ある社会を実現

- スポーツ市場規模 15 兆円の達成 (2025 年まで)
- スポーツ・健康まちづくりに取り組む 地方公共団体の割合 15.6%⇒40%

○スポーツを通じて世界とつながる

- ポストSFT事業を通じて 世界中の国々の 700 万人の人々への裨益を目標に事業を推進
- 国際競技連盟 (IF) 等役員数 37 人規模の維持・拡大

青森県スポーツ推進審議会 委員名簿

No.	氏 名	役 職 等	備考
1	本間 正行	弘前大学名誉教授	会長
2	小山内 睦子	南地方小学校教育研究会体育部会副会長	
3	川畑 智子	青森県スポーツ推進委員協議会委員女性委員会副委員長	
4	工藤 裕司	青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会会長	
5	澤田 孝頼	青森県中学校体育連盟会長	
6	鹿内 葵	NPO法人スポネット弘前理事長	
7	下川原 堅藏	青森県高等学校体育連盟会長	
8	津田 英一	青森県スポーツドクターの会理事	
9	中嶋 亜弥	あおもりアスリートネットワークメンバー	
10	迫 祐子	青森県空手道連盟強化委員会委員	
11	東山 国男	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長	
12	船場 亜希	青森県スケート連盟強化委員会委員	
13	法官 新一	学校法人光星学院理事長	
14	増田 あけみ	青森県女子体育連盟会長	
15	目澤 伸一	青森県スポーツ推進委員協議会会長	
16	六角 正人	青森観光コンベンション協会専務理事	
17	大野 智子	青森県立保健大学健康科学部栄養学科准教授	

青森県スポーツ推進計画策定ワーキンググループ 委員名簿

No.	氏 名	役 職 等	備考
1	工藤 祐太郎	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科講師	外部有識者
2	古川 照美	青森県立保健大学健康科学部看護学科教授	外部有識者
3	澤田 孝頼	青森県中学校体育連盟会長	審議会委員
4	鹿内 葵	NPO法人スポネット弘前理事長	審議会委員
5	下川原 堅藏	青森県高等学校体育連盟会長	審議会委員
6	杉本 和那美	国立大学法人弘前大学教育学部講師	外部有識者

青森県スポーツ推進計画

発行年月 2023（令和5）年〇月
発行 青森県教育委員会
〒030-8540
青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-734-9909
E-mail E-SPORTS@pref.aomori.lg.jp